

監査報告書

定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 5 月 11 日、代表理事から提出された
第 9 事業年度の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の各事項について監査しました。

その内容は適正なものと認めます。

令和 4 年 5 月 11 日

公益財団法人 岩手県水産振興基金

監事 鈴木潤一



監事 山内義彦

